

公益社団法人鎌ヶ谷市シルバー人材センター配分金規約

(目的)

第1条 この規約は、公益社団法人鎌ヶ谷市シルバー人材センター（以下「センター」という。）会員の就労に伴う配分に関する事項を定めるものである。

(全額支払いの原則)

第2条 センターは、就労した会員に対し、配分金の全額を支払わなければならない。ただし、センターと会員との間の約束のある場合は、配分の一部を控除して支払うことができる。

2 前項の規定にかかわらずセンターと会員が協議のうえ、会員が銀行振り込みを希望又は同意した場合には、センターは銀行振り込みの方法によって配分金の支払いをすることができる。

(配分基準の決定手続き)

第3条 センターは、会員の配分基準について、別に定める手続きに従って職種ごとに能率、時間などを考慮して決めるものとする。

(社会的相当配分の原則)

第4条 会員の就労に対する配分基準は、社会的に相当なものとする。

2 その基準を定めるにあたり、最低賃金法、家内労働法で定める基準を尊重する。

(配分金の支払日)

第5条 センターは、会員が就労した配分金について毎月、月末締切、翌月15日支払いとする。

附 則

1 この規約は、平成元年6月1日から施行し、平成元年7月1日から適用する。

2 この規約の改廃は、理事会において決定し総会に報告するものとする。

附 則

この規約は、平成24年4月1日から適用する。